

益田委員

私は、3点ほど質疑をいたします。

まず1番目ですが、代表質問において私どもの会派の政調会長がスクールゾーンについて質問をいたしました。スクールゾーンについては、警察本部長がお答えになるのかと思ったら、教育長がお答えして、おっと思ったわけでございます。内容を見ると、教育長は様々なことを言うておりますが、警察のサイドでは、どういうところをスクールゾーンと言っているのか教えてください。

交通規制課長

スクールゾーンという言葉は、国の機関である交通安全対策室が策定した、昭和47年の春の全国交通安全運動実施要綱の中で初めて使われたものと承知しております。この要綱の中では、子供の安全を優先する立場から、小学校などを中心に概ね500メートル四方の範囲をスクールゾーンと定め、関係機関、団体及び地域住民が一体となって効果的な総合交通安全対策を推進するよう定められております。

次に、スクールゾーンの実態でございますが、スクールゾーンは学校単位で設置され、横浜市のようにスクールゾーン対策協議会を設置して実施しているところ、通学路の危険箇所対策について学校から教育委員会、警察署等に要請しているところ、スクールゾーンを設置しないで通学路の安全対策を推進しているところなど、市区町村により違いがありますが、子供を交通事故から守るための各種安全対策が行われているものと承知しております。

益田委員

スクールゾーンについては、学校を中心にして500メートルという話がありました。この500メートルというのは半径ですか、直径ですか。

交通規制課長

この要綱によりますと、500メートルは、半径でも直径でなく、500メートル四方という四角形のゾーンでとらえているものと承知しております。

益田委員

今、スクールゾーンにおける警察の対応を答弁されたが、もう少し具体的に、スクールゾーンの中でどのようなことをしているのか教えてください。

交通規制課長

県警察では、子供たちを交通事故から守るため、スクールゾーンに限らず、通学路等の交通安全対策を行ってまいりました。具体的には、学校単位での年齢に応じた参加、体験型の交通安全教育、学校周辺での交通指導取締り、保護誘導活動、子供たちが安全に通学できる交通環境を整えるための信号機の整備、交通規制、道路管理者と連携した交通安全施設の整備などの交通安全対策を行ってまいりました。今後も、子供の安全を優先する立場から取組を強化してまいりたいと思います。

益田委員

今、通学路という言葉が出てきましたが、それはゾーンではなくて、学校単位に、例

えば500メートルでなくたって1キロメートルでも全部やっている話で、500メートル以内の家庭だけやっている話ではないと思います。ということは、実は、ゾーンというが、警察は通学路について最も力を入れてやっている、通学路対策が非常に重要であると思っているが、いかがでしょうか。

交通規制課長

委員御指摘のとおり、通学路の安全対策は、当然500メートルに限られるものではございません。警察といたしましては、500メートルに限ることなく通学路の安全対策を推進していきたいと考えております。

益田委員

スクールゾーンという言葉ができたのは昭和47年であり、法律がかぶっているみたいなイメージはなくした方が良いと思います。現実論としては、私たちが議員として地元にいると、子供の安全となると通学路の話になる。1校の通学区域があるわけだから、500メートルということではなく、その中が一つのスクールゾーンであるという発想が当たり前だと思います。

それで、先ほどの教育長の答弁ですが、「県教育委員会、警察本部、道路管理者等、関係機関で構成する、仮称ですが、スクールゾーン重点対策協議会を設置し、互いに連携・協力を進めながら、子供たちの交通事故防止対策の強化を図ってまいります。」と確信を持って答えています。こういうことのアプローチはあったのでしょうか。

交通規制課長

事務レベルでの打診はございましたが、具体的な内容等については承知しておりません。

益田委員

本会議で、教育長がスクールゾーン重点対策協議会と言いました。これは文教常任委員会でやりますが、代表質問に対して、道路管理者も、警察本部も入っていますと答弁したのです。そんなに甘く考えられては困る。警察にも正式には何も相談がなかった。事務レベルで少し話があって、恐らく本会議で質問が出たからよろしく頼むという程度だったと思います。

そんなことで、子供の命を預けるなんていうわけにはいかないという感想を持ったから、このスクールゾーンの問題を取り上げました。

いずれにいたしましても、この通学路の問題については、是非、安全対策をよろしく願います。

次に、スーパー防犯灯については、6月の定例会でも質問しましたが、9月にも質問しますと申し上げました。それで、そのことについて少し詰めさせていただきたいと思っております。

スーパー防犯灯の設置状況と今後の方針について、もう1回確認させていただきます。

生活安全総務課長

県内のスーパー防犯灯は、平成14年から整備を始めまして、平成18年度までに県内の主要な駅前等10地区に計50基を整備しております。

今後の整備につきましては、県民の皆様の設置促進等の要望に少しでも多くこたえら

れるように、設置費用は安く、1基単位で運用できる仮称新型街頭緊急通報装置を通学路や公園など県内の必要な場所に設置していきたいと考えています。

益田委員

50基ということは10箇所です。スーパー防犯灯は特殊でして、5基が連動して動くということで、2,500万円ほどかかるということです。仮称新型街頭緊急通報装置を検討しているということでございました。これはどのようなものなのか説明をしていただきたいと思います。

生活安全総務課長

現在、検討しております新型街頭緊急通報装置は、赤色灯、サイレン、防犯カメラ、通報用ボタン、そして会話装置を装着したものでありまして、機能的には、これまでのスーパー防犯灯とほぼ同様でございます。

ただし、通報先について、スーパー防犯灯は管轄の警察署であるのに対し、新型は警察本部の通信指令室となっています。もう1点は、スーパー防犯灯は、通報時に通報者の顔が映って顔を見ながら受信できるのに対し、新型は声だけになってしまいます。

益田委員

カメラは付いているのでしょうか。

生活安全総務課長

カメラは付いております。

益田委員

スーパー防犯灯は5基1セットで2,500万円、1基は500万円、連動の問題もあって高い。そんな高いものは何個も設置できないでしょう。ある市長と話すとき、私たち田舎の市では、スーパー防犯灯は絶対使わないと、新型のものが欲しいということです。今回の新型はいくらくらいかかるのでしょうか。

生活安全総務課長

委員御指摘のとおり、これまでのスーパー防犯灯は、5基1セットで2,000万円から2,500万円かかっておりました。1基当たり約400万円から500万円でございます。新型は、その約半分の1基250万円程度と見積りを得ています。

益田委員

大きい金額で箇所数が少ないよりも、安いものを多くの場所に設置した方が良いという考えに至ったのだと思います。そこで、これからいよいよ県当局に予算要求すると思いますが、この新型街頭緊急通報装置については、来年度予算要求していく考えはありますか。

生活安全総務課長

地域の皆さんの安心感の醸成と、犯罪を寄せ付けない環境のために予算要求をしております。

益田委員

具体的に、何基で幾らという要望ではなくて、大体どのくらい設置するのか答えてください。

生活安全総務課長

今、頭の中では3年間で30基程度を考えております。

益田委員

恐らく、一杯要望しても財政課はうんと言わないなど、最初から腰が引けているわけで、相手の立場を考えてあげるのも大事だが、現場からすると、県内に年間10基設置するとなると、これだけ広い県のどこにということになるわけです。防犯の通報装置ですから、数が多いことは、非常に重要であると思います。

前回も話したが、安心安全、防犯の問題については、基礎自治体である市町村がもっと本気で取り組むべきであるという持論を持っています。前回も警察OBの方たちの力が必要であると、市町村にもきちんとアプローチした方が良いという話をしました。そして企画室長が何人かの市長にお会いになったという話を聞きました。それを拒否する人は1人もいないということでした。要は、市町村の方では、防犯の問題については、県で全部やってくれれば良いという時代は過ぎ去ったと思っていることは事実です。市長はそう思っているわけですから、若干の負担はしてもいいというようなことは日常会話に出てきます。

1基が250万円は高いと思うので、市町村にそのうちの半額くらい、もしくは3分の2くらい持ってもらうとかすればいいと思うが、これは地方財政法の関係で駄目なわけでしょう。だとすれば、設置について、市町村から予算の一部を負担してもらう制度にすれば、限られた財政の中で、より数多く設置できる。そのような発想が大事だと思うが、その点についてどう考えるか教えてください。

生活安全総務課長

この新型街頭緊急通報装置の設置費用の一部を市町村等に負担していただければ、設置が促進されることが考えられますが、委員お話しのとおり、地方財政法によって県警察が実施する事業経費をたとえ一部であっても他の地方公共団体に転嫁することは禁じられておりますので、実現は非常に厳しいのではないかと思います。

しかし、地域の安全安心の確立に向けた市町村の責任としまして、市町村が独自でこれを設置することについては問題ないと思います。この場合、通報先については、県警察の通信指令室とするなどの協力は可能であると考えております。

益田委員

今の答弁を私なりに解釈すると、Aという市があつて、しかしA市には回ってこないいと、だが、今期は10基くらい設置したいという場合に、A市が予算を組んで同じものを設置することは市の判断であると、ただし、機能としては110番の通信指令室につなげることは可能ということでしょうか。

生活安全総務課長

委員のおっしゃったとおりであります。

益田委員

あとは各市町村の防犯に対する意識の強さや、財政力などによって、差がついてくることはやむを得ない。これは福祉の分野でも何でも、そうなわけですから。さて問題は、今の答弁では、新型を設置しても構わないということを中心に市町村に伝えなければならない。警察はいろいろなことを決めるが、市町村に伝わらない。その辺のところは

どうするつもりですか。

生活安全総務課長

警察が協力できることを、市町村を管轄する警察署から伝えていくことを考えております。ただ、政令指定都市につきましては、警察本部から安全安心を担当する部門にお知らせができると考えております。

益田委員

やっていいと言え、恐らく市長はびっくりすると思います。これはもう警察の仕事、県の仕事と思っているから、是非、それはきちんと伝えた方がいい。その伝え方もお任せします。

250万円は結構高いと思いますが、防犯灯には、赤色灯、サイレン、カメラ、ボタンを押しての会話装置が付いているとのこと。いろいろな話を聞くと、カメラは結構高いという話であるが、防犯を考えると、危ないと感じた人がボタンを押して、110番と直接話ができ、赤色灯が回り、サイレンが鳴れば十分であり、カメラは特に必要ないのではないかと言う人がかなりいます。

犯罪を防ぐとなれば、赤色灯が回って、サイレンが鳴っただけでも、相手は逃げるわけですから、かなりの効果があると思います。

警察がカメラを考えているのは、犯人を特定して捕まえたいという発想があるからだろうと思いますが、地元住民は、危ない状況をとにかく脱したいという気持ちが非常に強くて、例えば、カメラはなくてもいいと、そうしたニーズがある場合、そういうことは可能でしょうか。

生活安全総務課長

委員御指摘の考え方もあろうかと思えます。今、県警察としましては、県民の皆様の要望に少しでも多くこたえられるよう、設置費が安い新型を準備中でございまして、委員の御意見につきましても、今後検討してまいりたいと思えます。

益田委員

この防犯灯については、通学路で危ないところや、公園で非常に危ないところなど、地域で実感している人たちが、市へ要望し、警察とのつながりの中で、そこに設置していくのが一番は手っ取り早いし、体感治安の改善に直接結び付くと思って提案しているのです。

そこで、先ほど自民党から不要不急の夜中の相談について質疑があったが、実は我が会派も三、四年前に、予算委員会で、警察に対する負荷があまりにもかかり過ぎているという話をしました。24時間やっている役所が警察しかないからだと言うことでしたが、そこを何とかしなければ駄目ではないかという話をした。先ほどの答弁では、平成13年6月に、そういったことについて県警察から県へ申入れをしたと答弁がありました。

問題は、県との連携、それから市町村との連携、この仕組みを警察側が出していけないと、絶対にこういった問題は解決しない。先ほどの話では、どういう形で県に要望をしたか分からないが、そういう書面で、例えば、私の地元は大和市ですが、大和市の警察署が考える問題点を事細かに言わないと、この問題は絶対解決しない。そういう仕組みを考えた方がいいということを提案したい。そうでない限り、これは進まない。警察

は、頼まれたりすることは得意だが、行政に対するアプローチの仕方、頼むということがあまり得意ではない。それでは、県民のニーズにこたえられない。だから県警察から知事部局に対する要望は、是非出してほしい。

警察学校には、今500名ぐらい入っており、この人たちは定数の中に入っているわけだが、実戦部隊ではない。これは定数を増やしたって結果は一緒です。だったら、そのうちの100名ぐらい、県単で金を出すとといった方法でないと、また先ほどの話では、病気などの職員は約400名いると、1,000名近くが実戦部隊でないわけでしょう。私は別に第一線の警察官だけを守るとは思っていないが、第一線の警察官はもう年がら年中大変な思いをしているわけです。ここにいる皆さん方が、いろいろなアイデアを出して守ってあげないとかわいそうだと思います。そういった意味で、私はきちんとやった方がいいということをおきたい。

最後に、防犯灯についてですが、防犯というのは、そこに防犯灯がありますということをおもひに知らせることが犯罪抑止になるのです。犯罪者は、そんなところで犯罪は起こさない。だから防犯灯を設置したときに、ここにあるということをおもひをきちんと分らせる方法を考えた方がいいと思っていますので、そこについて意見を聞かせてほしい。

それからもう一つは、使うのは子供や町内の主婦であつたりするわけで、新型街頭緊急通報装置といつても分かってもらえない。愛称を公募するということも、実は犯罪抑止の一層の徹底になる。そういったことをお考えになった方が良くと思います、考えを聞かせてほしい。

生活安全総務課長

委員御指摘のとおりであります。委員の御指摘のことについても、今後検討してまいりたいと思っています。

益田委員

こういうものは、日常的に使われても困るが、身近にないと困るものであります。だから通学路なら通学路に合うような名前がいいし、公園にあれば公園に合うような名前を付けてもいいわけです。市町村に付けてもらった方がいい。先ほども本部長がお話しされたが、生命、身体、財産を守るというところに直結すれば良いわけだから、もう少し柔軟に考えて、是非お願いしたいと申し上げておきます。

先ほどいろいろ質問が出ていましたが、ITは苦手な方ですが、交番勤務の実態をネット管理しようという話を聞きました。立川で、巡査長が女性を射殺して自殺した事件から、きちんと交番勤務を管理しなければならないという発想から出てきたのでしょうか、読売新聞にもそう書いてありました。

来年度、警察庁は交番や駐在所にいる警察官の勤務内容についての活動状況をパソコンに入力して、警察署や警察本部でリアルタイムに把握できるシステムのモデル事業を埼玉県警察で実施する方針を決定したとのこと。そこで、聞きたいのは、交番で勤務している警察官の実態掌握について、例えば勤務地に着きましたとか、帰りますとか、現在どのように行っているのか。

地域総務課長

地域警察官は、交番や駐在所を拠点として活動しておりますので、地域警察をはじめ

とした警察署の幹部等が、交番、駐在所等の巡視を通じまして把握しているところがございます。一方、交番で勤務する警察官が行うものとして、報告・連絡がございます。パトロールや巡回連絡、事件や事故の取扱い等の開始時と終了時には、必ず各自の無線機や交番設置の電話等によって、本署への報告・連絡を確実に入れることを徹底しているところがございます。

益田委員

いただいた資料によれば、交番での活動は警察署の目が行き届きにくく、勤務実態の把握は難しい面があり、書類の作成にも手間がかかっているようで、システムを有効に活用したいと書いてある。警察は体質的に上で決められたことはきちんとできるのでしようが、現在の方法でも、かなりきちんとした把握ができていると思っておられるでしょう。

警察庁からこういうことが来ると、大変なお金もかかる話になると思います。茨城県警察では全署にGPS付きの携帯電話を1、2台ずつ配備しているという記事もありましたが、神奈川県警察では、GPS付きの携帯電話の状況はどのようになっているか伺います。

地域総務課長

地域警察部門におきましては、GPS付きの携帯電話は所持しておりません。

なお、パトカーについては、カーロケーションシステムを配備しておりまして、所在の明確化を図っております。

益田委員

今のところ、GPSについては、神奈川県警察としては、なくても良いと思っているが、これが導入されることとなった場合に、お金のことは別にして、勤務実態を一人一人しっかり管理した方が良いと思っているのか伺いたい。

地域総務課長

県警察といたしましては、緊急事件、事案に迅速的確に対応していくために地域警察官やパトカー等の所在を把握することは必要であります。その手段、方法につきましては、どのように対応していくか慎重に検討してまいりたいと考えているところがございます。

益田委員

そういう答弁になると思います。必ずしもこのシステムが良いとは決して思わなかった。しかし若い人たちの中には、きっちり監視しなければ駄目だと思っている人もいますが、問題は、警察官のモチベーションだと思います。

しかし、空き交番の問題など、現実の問題がいろいろあるので、総合的なことを検討しながら、埼玉県警察のシステムが良いということであれば、是非やってほしい。茨城県警察ではGPS付きの携帯電話が各署に1、2台で、大した数ではないが、そのことで、もし効果を上げているというなら、やはり予算を獲得しなければならないだろうし、そういったことは是非検討してもらいたい。

ただし、最前線にいる警察官のモチベーションが最優先と考えておりますので、将来、このことが出てきたときには、導入スケジュール等が決まったら教えていただきたいとお願いして私の

質疑を終わります。